

定款（旧）	定款（新）
<p>（総会の招集）</p> <p>第18条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するには、会員（社会保険労務士法人会員を除く）に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して開催する日の14日前までに<u>文書</u>をもって通知しなければならない。</p> <p>（総会の表決権）</p> <p>第19条 総会における表決権は、会員（社会保険労務士法人会員を除く、以下同じ）1人につき1個とする。</p> <p>2 会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ、総会の議案について<u>書面</u>により表決を委任することができる。この場合において、当該<u>書面</u>に賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。</p> <p>3 前項の規定による<u>書面</u>は、本会へ提出することによって、その効力を発するものとする。</p> <p>（理事会の招集等）</p> <p>第24条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 理事会の招集は、少なくとも開催日の7日前に、その会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した<u>文書</u>をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>4 理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（理事会の<u>書面</u>による議決）</p> <p>第25条 会長は、緊急を要する事項について、<u>書面</u>により賛否を求めることができる。</p>	<p>（総会の招集）</p> <p>第18条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するには、会員（社会保険労務士法人会員を除く）に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して開催する日の14日前までに<u>文書もしくは電磁的方法</u>をもって通知しなければならない。</p> <p>（総会の表決権）</p> <p>第19条 総会における表決権は、会員（社会保険労務士法人会員を除く、以下同じ）1人につき1個とする。</p> <p>2 会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ、総会の議案について<u>書面もしくは電磁的方法</u>をもって表決を委任することができる。この場合において、当該<u>書面もしくは電磁的方法</u>をもって賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。</p> <p>3 前項の規定による<u>表決権の行使は、本会に対して通知することによって</u>、その効力を発するものとする。</p> <p>（理事会の招集等）</p> <p>第24条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 理事会の招集は、少なくとも開催日の7日前に、その会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した<u>文書もしくは電磁的方法</u>をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>4 理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（理事会の<u>書面等</u>による議決）</p> <p>第25条 会長は、緊急を要する事項について、<u>書面もしくは電磁的方法</u>により賛否を求めることができる。</p>